

総務企画委員会記録
<第3号>

平成27年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成27年12月14日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成27年12月14日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後4時0分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 甲第5号議案 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 3 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 4 乙第2号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 5 乙第3号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第4号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 7 乙第5号議案 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 8 乙第6号議案 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例
- 9 乙第14号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第15号議案 指定管理者の指定について
- 11 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 12 乙第22号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 13 乙第23号議案 沖縄県行政不服審査会条例
- 14 乙第24号議案 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例
- 15 乙第25号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 16 乙第26号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

- 17 乙第27号議案 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
施行条例の一部を改正する条例
- 18 請願平成26年第3号、同第5号、同第7号、請願第1号から第3号まで、
陳情平成24年第84号、同第85号、同第122号、同第129号、同第184号、同第185
号、陳情平成25年第8号、同第11号、同第18号、同第22号、同第23号、同第
25号、同第35号、同第43号、同第46号、同第50号、同第63号、同第64号、同
第77号、同第96号、同第97号、同第104号、同第105号、同第108号、同第114
号、同第117号、同第118号、同第126号、同第140号、同第146号、同第147号、
陳情平成26年第1号、同第14号、同第19号、同第23号、同第25号、同第28号、
同第32号、同第39号、同第41号、同第42号、同第58号、同第66号、同第72号、
同第85号、同第90号、同第106号、陳情第19号、第27号、第31号、第39号、
第41号、第46号、第73号、第74号、第79号、第83号、第94号、第110号及び
第113号
- 19 閉会中継続審査・調査について
- 20 国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書について
(追加議題)

出席委員

委員長	山内末子さん
副委員長	仲田弘毅君
委員	花城大輔君
委員	翁長政俊君
委員	具志孝助君
委員	照屋大河君
委員	高嶺善伸君
委員	玉城義和君
委員	吉田勝廣君
委員	渡久地修君
委員	當間盛夫君
委員	大城一馬君
委員	比嘉瑞己君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	町田優君
基地防災統括監兼 辺野古新基地建設問題対策課長	池田竹州君
防災危機管理課長	知念弘光君
総務部総務統括監	砂川靖君
企画部長	謝花喜一郎君
交通政策課長	真栄里嘉孝君
科学技術振興課長	富永千尋君
総合情報政策課長	上原孝夫君
地域・離島課長	田中克尚君
市町村課副参事	浦崎康隆君
環境部環境政策課 基地環境特別対策室長	松田了君
子ども生活福祉部 消費・くらし安全課副参事	外間裕朋君
土木建築部港湾課班長	鉢嶺貞雄君
警察本部生活安全部長	大城正人君
警察本部生活安全部 参事官兼生活安全企画課長	浦添朝裕君
警察本部生活安全部 生活安全企画課課長補佐	金城保志君
警察本部刑事部長	知花幸順君
警察本部交通部長	渡真利健良君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、甲第5号議案、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第14号議案、乙第15号議案、乙第21号議案から乙第27号議案まで、請願平成26年第3号外5件、陳情平成24年第84号外59件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、警察本部生活安全部長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第5号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部所管の議案について御説明いたします。

議案補足説明資料の1ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、御説明いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

概要について御説明いたします。

番号法では、同法で規定する事務以外での個人番号の利用や特定個人情報の提供を制限しており、地方公共団体において独自に個人番号を利用する場合や内部で情報連携を行う場合、条例で定める必要があります。

そのため、沖縄県においても行政手続の簡素化による県民負担の軽減、その他の利便性を得られるよう、県独自の事務における個人番号の利用や情報連携を可能とするため本条例を制定しようとするものであります。

施行日は、個人番号の利用開始に合わせ、平成28年1月1日としております。

以上で、乙第5号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 議案の概要に、行政手続の簡素化による負担軽減ということがありますが、県民負担の軽減にはどのようなものがありますか。

○謝花喜一郎企画部長 番号法では、税や社会保障、災害復旧対策について利用できるようになっております。當間委員からの御質疑はどのような軽減があるかということですが、例えば確定申告や給付金の申請に際して住民票や所得証明書の添付が必要となりますが、その書類が省略できるということがあります。それから、分野を超えた情報連携が可能となり、総合窓口において行政サービスが完結するというワンストップサービスが可能となることが考えられると思っております。

○當間盛夫委員 確定申告にしても毎月あるわけでもない、年1回だと思えます。確定申告をしない皆さんもいて、県民総数からすると確定申告をするほうがそう多くはないところもありますが、もう少し県民の皆さんに対して、今回のマイナンバーを導入することで、ほかに何かないのですか。

○上原孝夫総合情報政策課長 別添でお配りした議案補足説明資料に、今回の条例で独自事務としてどういった事務があるということが4ページにございます。法令では特に委任条項があるということで独自事務を定めておまして、具体的には5ページ、県内部の機関同士ということであれば、例えば事務手続の欄の1項と書いてありますが、私立高等学校奨学給付金の申請を親御さんが行う場合に、総務私学課でその手続を行いますが、そこで同じ県の機関である福祉政策課から情報をいただくと生活保護受給証明書が—これは、今まで保護者が添付書類として出すことになっておりましたが、その書類が省略できるということで、こういった省略できる添付書類や関係課が書いてあります。6ページには、同じく教育庁が持っている情報を知事部局が情報を活用しながら添付書類が省略できるとか、情報を省略できるとか、ここに書いているのはあくまでも条例で定めるもので、また法には法で求めている法定事務で行政機関同

士が持っている情報をそれぞれ同じ行政庁からということで、添付書類がいろいろ省略できるということが、県民の利便性の向上につながるということになります。

○**當間盛夫委員** 添付書類を省略できる条件といたしますか、今、マイナンバーの通知カードが送られても不在で戻るということもあります。あくまでもマイナンバーのカードなどを持っていないと、そのことはできないわけですね。何も持たずにそれが省略できるという話ではないですね。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 来年1月1日から個人番号カードというものができて、申請すればもらえますが、そこに写真などが載っていますので、それで個人が特定できて個人番号を確認する作業ができます。ただ、今お配りしている通知カードについては、その通知カードに番号が載っていますし、個人の住所も載っていますが、写真がないためこの人が本人だと特定できないので、例えば免許証などといったものをあわせて添付するとその場で行政が個人番号を確認できるということで、随分便利になっております。

○**當間盛夫委員** これから周知徹底や利便性がどうかということも出てくるはずでしょうが、一番問題なのは、やはりこれだけ広がっていくわけですから、全庁的にそのものがとれるということになると、我々のプライベート云々は別にしても、個人情報の漏えい問題になってくるわけです。セキュリティーがどうなのかということも含めて、今のサイバーテロなどを考えると絶対に漏れないということはあるわけですね。この辺の保障といたしますか、個人情報漏えいしたときにはどういう形になるのですか。

○**上原孝夫総合情報政策課長** 漏えいしたときにどういった形になるかということ言えば、あえて個人情報を漏えいした場合は罰則の適用がございますが、我々としてはそういう情報漏えいがないように、インターネットと切り離れた新たなネットワークを構築し、それに接続する端末やプリンターも新たに別に調達するというので、情報漏えいで懸念されるのはそういったインターネットの世界と、あとは、そこで取り扱う個人—県職員などからの漏えいがないよう、USBメモリーなどで勝手に情報が抜き取られないようにといったことを勘案して、システムをつくっていくことになっております。

○**當間盛夫委員** これだけの情報をいろいろな形で共有するわけですから、そ

ういう管理体制はぜひしっかりと行ってもらいたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 議案補足説明資料の7ページをごらんください。

乙第6号議案電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例について、御説明いたします。

この議案は、マイナンバー制度の開始に合わせて電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律いわゆる公的個人認証法の一部が改正されることに伴い、認証業務の実施主体が都道府県から地方公共団体情報システム機構に移行されるため、現行条例を廃止するものであります。

また、廃止条例の施行に伴い、市町村による発行手数料徴収事務の根拠となっていた沖縄県の事務処理の特例に関する条例を一部改正する必要があることから、附則改正を行っております。

廃止条例の施行日は、公的個人認証法の改正に合わせ平成28年1月1日としております。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 議案補足説明資料の14ページをごらんください。

乙第15号議案指定管理者の指定について、御説明いたします。

この議案は、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、同センターの指定管理者をバイオ・サイト・キャピタル株式会社及び公益財団法人沖縄科学技術振興センターで構成されます沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとすることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定管理者となる団体については公募を行い、有識者で構成される指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえて決定しております。

以上で、乙第15号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 議案補足説明資料の16ページにある入居企業の8社ですが、大体どういう成果が事業として出ているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 沖縄ライフサイエンス研究センターですが、この施設は沖縄21世紀ビジョンで掲げる、沖縄における知的産業クラスターの形成を推進するため、沖縄科学技術大学院大学—O I S Tや琉球大学、沖縄工業高等専門学校—沖縄高専といったところの研究成果の受け皿となる施設として設置したものでございます。議案補足説明資料の16ページに、現在入居中の企業8社の紹介をさせていただいております。例えば1番目の企業は、天然物にどういう薬の効果があるか評価をすることを主な業務にしている企業でございまして、O I S Tと連携をしてそういった薬の候補になる物質を探している企業でございます。そのほか、例えば3番目の企業は、沖縄の特徴である生物資

源を収集して、県内もしくは県外の企業と共同研究を進めている企業でございます。こういった企業が全部で8社ありますが、そのうちの5社は琉球大学、沖縄高専もしくはO I S Tとの共同研究を実施しており、幾つか研究成果も上がってきております。合計して38名の方がこちらで研究開発活動に携わってまして、今後こういった企業がO I S Tや琉球大学、沖縄高専といったところの研究成果を事業化に導いていく、そういった効果がどんどん出てくるものと期待しております。

○高嶺善伸委員 大体、事業概要を見ればそういうことは感じられるのですが、実際に製品として世に出て貢献しているのか、この辺はどうですか。

○富永千尋科学技術振興課長 1つは、バイオ関係の企業という売り上げに至るまでに少し時間がかかる性質がございます。我々が入手している情報では、例えば3番目の会社は、実際に沖縄の生物資源のサンプルを製薬会社に提供して売り上げを出しているという話も聞いておりますし、6番目の会社は、世界初の人工骨の充填剤をつくる会社でございます。こちらは米国での承認を得て、これから販売という情報を聞いておりますし、この会社は沖縄高専と連携して、さらに人工骨の機能性を高めるための研究を行っている聞いております。

○高嶺善伸委員 企業の決算状況というのは、入居企業という意味で県が把握している範囲ではどうですか。赤字なのか、黒字なのか。将来的に上場を目指すというような有望性はありますか。わかる範囲で説明をお願いします。

○富永千尋科学技術振興課長 入居時に財務状況などは添付していますが、その後の売り上げなどを報告する義務はございません。ただ、入居料は払っていただいておりますし、研究の状況は指定管理者を通じて我々にも入ってきておりますので、そういう意味では順調に各社とも成果を上げていると理解しております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 この沖縄ライフサイエンス研究センターは、前回の指定管理者指定のときに議会で結構もめて、たしか前回は11月議会に出されて、同意が得られずに継続審査になりましたよね。そして、次の2月議会で再度審査され

て、そのときに附帯決議がついたと思うのですが、そのいきさつと附帯決議の中身を教えてください。

○富永千尋科学技術振興課長 平成24年度にこの施設の指定管理者ということでも議会に指定をお願いしたのですが、11月議会で、特に県内企業の育成等について説明が不足しているのではないかという意見があり、継続審査になりました。その後、指定管理者の候補者であるバイオ・サイト・キャピタル株式会社から、まずは各種機器のメンテナンスを行う業者について沖縄県に本社を置く事業者任せ、職員には沖縄県出身者の採用に努める、それから管理ノウハウの提供も行っていくという申し入れを受けまして、これを次の2月議会で御説明をしたところですが、その上で議決をいただきましたが、その際に、特に積極的に県内企業と連携を図り、人材育成やノウハウ委譲に努めることという附帯決議をいただいております。

○渡久地修委員 このバイオ・サイト・キャピタル株式会社というのは、どこに本拠を置いていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 バイオ・サイト・キャピタル株式会社は大阪府に本社を置き、東京都と沖縄県に支社を置いております。

○渡久地修委員 前回、問題になったのは、県の方針である地元企業優先・分離分割発注や、地元企業育成という点でもっと県内企業にこういったことができないのか、なぜ本土の企業なのかということでした。結局、皆さんの説明はこういう高度なものはまだ県内企業が育っていないということで、継続審査になったのですが、先ほどあったようにバイオ・サイト・キャピタル株式会社から3つの申し入れ等があって認めたということになるのですが、それについてはこの間に実践されてきていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 その後、3年間の取り組みということになるとと思いますが、1つは研究機器の保守管理、それからいろいろと研究の消耗品を扱いますが、その関係は沖縄の地元企業を入れて対応しております。あと、警備や建物の管理、廃棄物、廃液の処理は全て県内業者ということですが、県内出身者の採用については、4名の職員がここに常駐しており、そのうちの2名は県出身者を採用したということですが、また、県内企業へのノウハウ委譲ですが、この3年間にバイオ・サイト・キャピタル株式会社は県内の公益財団法人沖縄

科学技術振興センターや一般社団法人トロピカルテクノプラス、それから一般財団法人南西地域産業活性化センターといったところとJVを組んで、いろいろな調査事業の実績を上げております。こういった連携を通して、県内企業へのいろいろなノウハウ委譲が図られてきて、結果として、今回公益財団法人沖縄科学技術振興センターとのJVで応募したと考えております。加えまして、前回の応募では1社しかおりませんでした。今回は2団体の応募があって、かつ、これが非常に僅差でございました。そういうことからすると、県内企業もかなり育ってきているだろうと認識しております。

○渡久地修委員 2件の応募ということですが、もう1社はどこかということ、これは県内企業なのか。そして何に差があったのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 もう1社はトロピカルテクノプラスと久米電装の2者のJVで、両方とも県内企業です。実際の評価得点は、1位のバイオ・サイト・キャピタル株式会社と沖縄科学技術振興センターの合計点が400点満点中の323点。もう1社の得点は公表できないのですが、非常に僅差だったということで申し上げておきます。

○渡久地修委員 今回、指定を受けたところはJVになっていますが、いわゆるJVの割合はどうなっていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 例えば、工事などをする場合や委託で調査をする場合はJVの比率があるのですが、指定管理の場合は特にJVの比率は定めておりません。ただし役割分担がございまして、今回の事業の役割分担としては、まずバイオ・サイト・キャピタル株式会社が主に施設の管理と企業に対するいろいろなサービス、沖縄科学技術振興センターは企業と県内研究機関との研究連携をさせる。こういった役割分担で行うことになっております。先ほど説明したとおり、この施設の目的は研究開発交流拠点ということで、やはり本土から来た企業も5社いらっしゃいます。こういった企業と沖縄県内の大学との連携が非常に重要なテーマになってきますので、そのあたりで沖縄科学技術振興センターには活躍していただけたらと思っております。

○渡久地修委員 今回、ここに指定管理を任せたいという議案なのですが、前回の附帯決議の精神は私はまだ大事だと思います。今回、ここに指定管理をさせるに当たって、これから皆さんは県内企業を育成していく上でそことのきち

んとした話し合いや、条件まで言っているかどうか分からないのですが、どのように臨んでいますか。

○富永千尋科学技術振興課長 委員に評価されたのも、一部は沖縄科学技術振興センターと共同して県内の研究をきちんと事業化するということが事業計画の中に盛り込まれたというのが評価されたと思います。我々もこの3年間はまずは入居率を上げるということに一生懸命だったのですが、今回、このようにいろいろな企業が集まってきたので一あと3割残っているんで、これは埋めていきますが、それ以上にOISTや琉球大学、沖縄高専、こういったところで非常に優秀な研究資材がありますので、かつ、こういった特徴のある企業が来ておりますので、そういったところとの連携による事業化といったものを指定管理者の皆様には常に求めていくといたしますか、一緒にやっていきたいと考えております。

○渡久地修委員 最後に、これは前回のいきさつもあって、今回は共同企業体ということになっていて、もう1社が入札に応募したということはいいことなのですが、これに甘んじないで、県内企業をこういった分野でもきちんと育成していくという点で部長の所感をお聞かせください。

○謝花喜一郎企画部長 前回の継続審査、そして附帯決議を踏まえて、先ほど課長からも説明がありましたように、我々は全てクリアするということとこの3年間頑張ってもらいました。その結果、指定管理者制度運用委員会からも、今回僅差で落ちた企業について大変高い評価を受けておりまして、一定程度の団体が育って来つつあるかと思っております。ただ、まだ道半ばという気持ちはしっかり持ちまして、附帯決議がつけられた趣旨も踏まえながら、沖縄ライフサイエンス研究センターの指定管理をサポートしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ地元企業育成という面を、特に高度な技術であればあるほど、そういうものをしっかり前提にして頑張っていたいただきたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 入居企業の8社に県内企業はございますか。

○富永千尋科学技術振興課長 8社のうち3社が県内に本社を置く、いわゆる県内企業ということでございます。番号で言うと、2番、3番、7番です。

○翁長政俊委員 研究分野を生かして、それを受けて薬等をつくり、外に出す、その他の商品もそうですが。この分野の沖縄の産業の育て方というのは、実際に沖縄はある一定の芽出しができていますか。私はどうもこの部分で沖縄は相当おくれていて、この種の産業についてはほとんど芽出しができていない。そういう技術やノウハウの蓄積が県内にあるかということになると、そこも随分おけているのではないかという認識を持っていて、この分野を受け持っているのが本土の大手製薬会社を含めた大手企業で、沖縄に支店をつくって受け皿となっているという認識に私は立っているのですが、評価はどうですか。

○富永千尋科学技術振興課長 事業化ということになると、商工労働部と連携をしながらやっていく部分があると思います。我々は科学技術振興の立場なので、その立場からコメントを申し上げますが、まずは創薬分野について沖縄の強みは何かと考えた場合、1つは生物資源です。これは明らかです。例えば、沖縄は亜熱帯地域にあるということで、生物多様性が本土に比べてはるかに多いということがあります。ちょうどこの前ノーベル賞をとられた大村智先生が薬の原料をどこから見つけたかということ、静岡県で土壌細菌なのです。こういったものに沖縄県は非常にすぐれているということがあります。今、その研究についても琉球大学や沖縄高専を中心に非常に進められているということがあって、そういった意味では資源も持っているし、研究のポテンシャルはある程度あるということです。ただし、それを事業化するためのベンチャー企業がまだまだ少ないと感じていまして、沖縄21世紀ビジョンの基本計画の中の成果指標でベンチャー企業を創出するというものがあるが、ここ3年ぐらいでたしか32社から36社、まだ四、五社しかふえていないという状況があるが、例えば実際に事業化をするためにはそういった研究成果を次のステップに上げていくためのベンチャー企業が、まず県内でも欲しいし、やはり足りなければ県外から引っ張ってくる必要があると感じています。

○翁長政俊委員 確かに、亜熱帯地域の沖縄における生物資源というのは言われるとおりだと思います。他の地域にないポテンシャルを持っているだろうと私も思います。ただこれを研究し、具体的に世に出して人々のために使っていく、社会のために使っていくというベンチャーの部分の県内産業をどう興して

いくか。ここは商工労働部の部分にもかかっていくでしょうが、いずれにしる沖縄が目指している沖縄21世紀ビジョンにおいては、ここの分野をきちんと育て上げていかないとワンステップ上に行かないのです。沖縄には製造業が少ないがサービス業が圧倒的に多く、産業バランスが悪いと言われているのもその一つなのです。ですから、そういった部門をきちんと生産や科学技術分野という形でうまくあいにミックスさせて育てていくという方向性、どう産業を育てていくかというところを聞きたいのです。

○謝花喜一郎企画部長 翁長委員のおっしゃったのはまさしく沖縄21世紀ビジョンの第3、第4のリーディング産業をつくるという中で、沖縄の生物資源、バイオ関係を活用して、科学技術の観点から沖縄県を振興させようと基本計画に明記されているところです。先ほど課長からもありましたが、実は商工労働部と我々で役割分担をしております。商工労働部は、例えば近隣にバイオテクノロジー研究センターやバイオ産業振興センター、それはどちらかといえばインキュベート施設でベンチャー企業を育てる役割を持っています。一方で、我々が所管している沖縄ライフサイエンス研究センターというのは、企業が持っている研究開発を琉球大学や沖縄高専と連携して何とか製品化するという形で取り組んでいるということです。ベンチャー企業の育成から、一定程度の成果について県内の他の企業との連携などを生かして製品化していくということを目的としたものでございますので、若干時間がかかる部分もありますが、着実に企業もふやしていったって、沖縄21世紀ビジョンの基本計画で掲げた科学技術の観点から沖縄の振興を図っていくことに取り組んでいるところでございます。

○翁長政俊委員 入居企業の2、3、7番は、ベンチャー企業として幾つかが出資してつくっている会社なのか、親会社があって、親会社が出資をしてつくっている会社なのか。実態はどうなっているのか、説明できるのであれば後学のために聞いておきたいのですが。

○富永千尋科学技術振興課長 それぞれ個別にというわけにはいかないのでまとめて申し上げますが、1つは自社で立ち上げたという会社です。3社とも本土企業の出先ではございません。あとは、例えば県の商工労働部が行っているファンドの一出資の事業があって、こういったところから一部出資を受けて研究開発なり、その会社を続けているというところではあります。

○翁長政俊委員 幾つかの会社が出資をしてベンチャー企業のようなものをつ

くってやっているのか、1つの企業があって、その企業が協力会社的に出資をしてつくっている会社なのか。単体なのか、グループとしてつくっている会社なのか。その情報は私たちはもらうことはできないのですか。仮に、こういう企業の子会社でこうなっているというような。

○富永千尋科学技術振興課長　今は出資の名簿を持っていないのですが、私の記憶の限りでは単体の会社と理解しております。

○翁長政俊委員　沖縄の単体の企業がこういった科学技術関係にどれだけのノウハウを持っているかということにとっても興味があって、正直のところ、私たちの発想とこれがうまいぐあいにミックスしないのです。ですから、あえてどういう企業がこういったことをやっているのかということ、きちんと私たちも理解した上でこの問題を取り扱っていかないと、後押しもできないし、頑張れと言うこともできません。そういう意味で聞かせていただいているのですが、この企業等はこれまでもサイエンスの部分について、かなり実績を積んでいる会社なのか。

○富永千尋科学技術振興課長　科学研究もしくは事業化、いろいろなものの分野において実績を積んで来られている会社です。特に共通しているのは、例えば3番、7番の会社は全て沖縄の資源をしっかりと活用しているというところに特徴があります。7番は、クワンソウの眠りを誘う物質が何かということ特定して、これを事業化につなげようとしている会社ですし、3番は、海洋生物資源を売りにしている会社でございます。2番は、今までの研究の中でゲノム解析—遺伝子解析の専門人材をかなり抱えていまして、そういった研究をするときに、1つは琉球大学や沖縄高専などと組んで遺伝子解析の部分をこの研究所が担ってやっていくという形で、今、沖縄の科学関係で活躍している会社と理解しております。

○翁長政俊委員　沖縄ライフサイエンス研究センターには各ラボがありますが、このラボの中で使っている機器については全て持ち込みですか。それとも、沖縄ライフサイエンス研究センターが一定の装備をきちんと備えて入っている形になっているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長　一定の機器は県がそろえさせていただいて、入居者が使えるようにしております。

○翁長政俊委員 共同で使っているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 共同で使います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 今回の指定期間は平成28年度から平成33年度までの5年間になるのですが、指定管理料について予算資料で4700万円という金額を見たのですが、この5年間の指定管理料はどれだけの金額を予定されていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 補正予算で、指定管理の債務負担行為の限度額ということで御承認をいただいておりますが、平成28年度も含めた来年度からの5年間で限度額を4797万円として計上しております。

○当間盛夫委員 年間当たり1000万円もないということですか。

○富永千尋科学技術振興課長 平均しますと1000万円前後ということになります。これは最初の指定期間と比べて後半は入居率も上がってきておりますので、その分、指定管理料としては費用が圧縮できるということでこの金額になっております。

○当間盛夫委員 平均すると1000万円の県からの支出があって、この研究所からは1室当たり云々という形になるのですか。ただではないですよね。その収益は平均して年間どれぐらい上がっているのですか。

○富永千尋科学技術振興課長 これまでの3年間の収入額として平均3300万円です。今後、5年間は平均しておおむね1000万円余りの収入があるだろうと見込んでおります。これは入居料の収入でございます。

○当間盛夫委員 確認ですが、3年間で3300万円ですか。

○富永千尋科学技術振興課長 3年間の平均で1年当たりの額です。

○當間盛夫委員 では、1000万円というのはどういうことですか。

○富永千尋科学技術振興課長 最初に申し上げた3300万円というのは、これまでの3年間の平均です。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から答弁内容について確認があり、富永課長から収入額の年平均はこれまでが3300万円で、今後は4300万円で1000万円の増収を見込んでいると補足説明がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

富永千尋科学技術振興課長。

○富永千尋科学技術振興課長 収入見込みにつきましては、今後5年間の平均を4300万円と見込んでおりまして、これは、これまでの指定管理の収入に対して1000万円の増額になります。

○當間盛夫委員 疑問なのですが、8社しか入っていないわけですよね。皆さんは研究施設だと言いますが、これだけの収益が上げ切れるかがわかりません。1社当たりどれだけの家賃を払っているのですか。この4300万円の中に県からの指定管理料も入っているのならわかりませんが。

○富永千尋科学技術振興課長 先ほどは収入を申し上げました。大体の目安として、実験室をどれぐらいの金額で出しているかということと……

○當間盛夫委員 では、内容的なものを教えてください。この4300万円の内訳はどのような形になっていますか。

○富永千尋科学技術振興課長 先ほどの金額のもとになっているのが、今は部屋が全部で17室ございまして、このうち13室に8社入居していますので、この13室分の部屋の収入、これに若干の機器の使用料を加えて収入見込みとして上げています。今は13室埋まっているのですが、これが今後5年のうちに埋まっていくと想定して、この金額を出しております。

○**當間盛夫委員** これは後で整理をして資料をいただければと思います。それを見ながら、今回は指定管理なのでその分は別にしても—これは研究施設で、その中でインキュベート施設を兼ねていると思いますので、皆さんが指定管理を指定した理由の中に利用者に対するサービスの向上というものがあるのですが、経費の削減をするために指定管理をするということをやっているわけです。先ほども5年間で4700万円になってきて、県の持ち出しは平均1000万円ということですが、1000万円では研究施設を含めてそのことが本当に充実するような施設なのかといえ、私は金額的にはそう思いません。ですから、收入的にこれ以外にどれくらいあるかということで、これが指定管理料として平均して1000万円、家賃収入で4300万円あるということであれば、年間で大体5000万円の維持管理費が沖縄ライフサイエンス研究センターの皆さんは入るということになってきます。では、その企業が5000万円の運用益をどのような形で使うのか。例えば維持管理でどうあってとか、これが丸々企業の利益になっているはずではないでしょうか、その辺がどうなっているということもないと、我々はその企業のためにやっているわけではなく、この研究施設から出て行って、新たにしっかりした企業として県内の従業員を10名も15名もというクラスター的な役割を果たしていると思っていますので、できるだけ資料は出してもらえればありがたいと思います。

もう一つ気になるのが、平成24年度から始まってもう3年がたちました。今は8社あるということですが、平成25年度から入居している企業が4社あります。これは出たり入ったりがあって、ここから出て行って新たにつくったところもありますか。

○**富永千尋科学技術振興課長** いわゆる卒業企業と言ったらいいと思いますが、それはまだございません。

○**當間盛夫委員** 頑張ってもらいたいですね。そういう施設だと思うのです。皆さん頑張ってこれから収益を上げて増をして、企業をただ入れるという話ではなく、ここから卒業させて、特別自由貿易地域—特自貿を含めてその企業が立ち上げてやっていくということが、県は12億円もかけて沖縄ライフサイエンス研究センターをつくったわけですから、やはりそこが核になるということは大事だと思っていますが、その辺はどうですか。

○**富永千尋科学技術振興課長** この施設の目的が研究開発の交流と研究の拠点ということで、当然ながら企業の成長の段階に応じていろいろと展開していく

ことを我々も期待しております。幸い、このうるま市州崎地区にはこういった関連の施設が商工労働部の施設も含めて集積しているということもありまして、いわゆるポストインキュベーションといいますか、インキュベーションが終わった後に入る施設も近くにございます。また、さらに規模の拡大ということであれば賃貸工場などへの展開も期待できる部分ですので、我々としてもそういった研究成果が上がってさらに拡大していく企業については、商工労働部とも連携をとってスムーズに展開できるように支援していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 皆さんのパンフレットの中に沖縄県のバイオ関連の支援ということで、バイオ産業活性化支援事業、沖縄新産業創出投資事業ということで2つの事業が上げられています。これまで沖縄ライフサイエンス研究センターでこの事業を活用して何かやったという件数はお持ちですか。

○**富永千尋科学技術振興課長** 企業別には集計していなくて件数は把握しておりませんが、ただこの会社のうち幾つかがそういった事業を活用して研究開発をしていることは存じ上げております。

○**當間盛夫委員** その辺もこういう支援事業があるということを積極的に告知しながらやってもらえればありがたい。先ほど課長が言ったように、ノーベル賞をとられた大村教授はいろいろなところの土などを持ち帰ったということからすると、私は沖縄の海洋などはまだまだ未知の部分があって、サトウキビでもただ砂糖をつくるだけではなく、サトウキビからどうするかということも言われていますので、そういった部分で沖縄の、というものができそうな沖縄ライフサイエンス研究センターに5年後、10年後、なっていってもらえればありがたいと思っております。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の請願平成26年第5号外3件及び陳情平成24年第129号外30件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては知事公室及び公安委員会と、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては総務部と、陳情平成25年第147号につきましては環境部と、陳情平成26年第66号につきましては子ども生活福祉部と共管になっております。

ただいまの請願及び陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 それでは、企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理概要を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから5ページ目に請願及び陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の請願が4件、継続の陳情が31件となっております。

変更のあった事案についてのみ、御説明いたします。

24ページをお開きください。

陳情平成26年第1号LPG等燃料価格の急激な高騰に対する陳情について、御説明いたします。

3段落目です。時点修正といたしまして、平成27年11月時点では435ドルと修正しております。

32ページをお開きください。

陳情平成26年第41号燃料高騰対策に係る助成金に関する陳情については、ただいま御説明しました、24ページの処理方針と同様としております。

以上で、企画部所管の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、基地防災統括監の説明を求めます。

池田竹州基地防災統括監。

○池田竹州基地防災統括監 企画部と公安委員会との共管となっております陳情平成25年第18号につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 基地防災統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第18号について、警察本部生活安全部参事官の説明を求めます。

浦添朝裕生活安全部参事官。

○浦添朝裕生活安全部参事官 企画部、知事公室との共管に係る陳情平成25年第18号につきましては、タクシーにおける犯罪発生状況の統計数字を、平成27年10月末現在に変更しておりますので、御説明いたします。

お手元の請願及び陳情に対する説明資料の7ページをごらんください。

平成27年10月末現在の県内におけるタクシーでの犯罪発生状況につきましては19件発生しており、罪種別では、強盗4件、暴行5件、窃盗1件、詐欺9件であります。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 生活安全部参事官の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号について、総務統括監の説明を求めます。

砂川靖総務統括監。

○砂川靖総務統括監 企画部との共管となっております陳情平成25年第146号、陳情平成26年第32号及び同第106号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 総務統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成25年第147号について、環境政策課基地環境特別対策室長の説明を求めます。

松田了環境政策課基地環境特別対策室長。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 環境部関連の陳情について、御説明いたします。

企画部と共管になっております陳情2件のうち、処理概要に変更のある1件について、御説明いたします。

29ページをお開きください。

陳情平成26年第19号キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用に関する陳情の記の6につきまして、アスベストの除去作業の進捗に合わせて全部修正しておりますので、御説明させていただきます。

6について、西普天間住宅地区返還跡地における解体予定の建物149棟のうち、140棟で非飛散性アスベストを含む床タイル及び床タイル接着剤の使用が確認されており、沖縄防衛局が除去作業を行うことになっております。

除去作業に当たっては、今般改正した沖縄県生活環境保全条例で規定された非飛散性アスベストの作業基準を満たした上で、さらに、追加措置として作業区域の気圧の負圧化や建物周辺の空気中の粉塵濃度測定などを実施しております。また、アスベストに関する調査結果を近隣住民に情報提供するとともに自治会長及び地主会長への説明やホームページ等への掲載を行う計画であります。

沖縄県としては、今後、除去現場の立入調査を適宜実施し、引き続き、アスベストの飛散防止について万全の措置を講じるよう沖縄防衛局と協議してまいります。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 環境政策課基地環境特別対策室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成26年第66号について、消費・暮らし安全課副参事の説明を求めます。

外間裕朋消費・暮らし安全課副参事。

○外間裕朋消費・暮らし安全課副参事 企画部と共管となっております陳情平成26年第66号につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 消費・暮らし安全課副参事の説明は終わりました。

これより請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力を御願いたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 陳情平成26年第19号、西普天間住宅地区に関する部分です。処理概要の追加で、アスベストの対策について書かれているのですが、まず解体予定の建物149棟のうち140棟で非飛散性アスベストがあつて、沖縄防衛局が作業を行うことになっているということですが、わかる範囲でいいのですが、大体どれぐらいの予算がかかるのですか。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 予算について情報はいただいております。

○當間盛夫委員 これは沖縄防衛局が国の事業として行うという認識でいいのですね。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 はい、そのとおりです。

○當間盛夫委員 作業に当たって、今回改正された条例で規定するということですが、この沖縄県生活環境保全条例の施行日は平成28年4月1日ですよ。

○松田了環境政策課基地環境特別対策室長 そのとおりです。沖縄防衛局に、県からこの条例に準じた手続あるいは作業基準を遵守してほしいと要望したところ、沖縄防衛局がそれに準じた手続あるいは作業基準を採用して、適用を行うとの回答がございました。

○**當間盛夫委員** 4月1日から施行される条例をさかのぼって西普天間住宅地区のアスベストに関して行うという認識でいいわけですね。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** はい、そのとおりです。

○**當間盛夫委員** その中で、皆さんは追加措置ということで「作業区域の気圧の負圧化や建物周辺の空気中の粉塵濃度測定などを実施するとしております」ということですが、どこがやるのですか。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** 沖縄防衛局が、県の条例の作業基準よりもさらに負圧化あるいは粉塵濃度を測定するというので、これは飛散性のアスベストの除去や工場等で行われている調査措置でございます。

○**當間盛夫委員** 飛散の状況などといったものも全て沖縄防衛局が行うということですね。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** 事業は沖縄防衛局が実施いたします。

○**當間盛夫委員** 調査結果を近隣住民に情報提供するということやホームページ等への掲載を行うとありますが、これはどこが行うのですか。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** これについても、情報提供あるいは看板等を立てるということは条例で規定されている対策の一つでございます。来年4月1日施行の条例を準用してそういった看板を立てるといったような措置も行うことになっております。

○**當間盛夫委員** ホームページへの掲載などはどこが行うのですか。

○**松田了環境政策課基地環境特別対策室長** これについても沖縄防衛局が実施します。一部については宜野湾市のホームページ等にも記載するというので、調整を進めていると聞いております。

○**當間盛夫委員** そのことがしっかりと行われているかどうかということは、この条例に立入調査もできるということも組み込まれていますので、皆さんが

つくった条例で現場がどのような形で処理されているということは、しっかり立入調査の中でやってもらいたい。これは2つなのです。1つは、飛散をして地域住民の環境に影響が出ないようにということと、もう一つは、作業をする従業員が健康上一作業するのに全く皆さんが言うものを無視するような形のあり方というのは、逆に作業員への健康被害が出てくるわけですから、そこは皆さんができる部分だと思っていますので、立入調査の中でしっかりと調査してもらいたいと思います。

次に、陳情平成25年第18号と陳情平成26年第1号、タクシーについては2つあるのですが、皆さんの処理概要の変更は常に公安委員会の部分の変更なのです。何月時点で何件の事故が発生しましたと。変更はそれだけで、企画部の変更は全くありません。例えば、防犯のものに企画部としてどうありましたとか、全くそれを皆さんはやっていないということですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 今回は防犯の記載もあるのですが、現在、沖縄県タクシー問題対策会議を開催しておりまして、防犯も含めまして、ワーキングや沖縄県タクシー問題対策会議で県に対してどのようなことを要望するかというアンケート調査を実施しているところでございます。そういったことを踏まえまして、タクシー乗り場であったり、防犯対策関連であったりというものを、今後タクシー協会と一緒に検討していこうと進めているところでございます。

○當間盛夫委員 沖縄県タクシー問題対策会議は、近々でいつごろ開かれたのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 まず運転手のワーキングを平成27年10月29日に開いておりまして、その中でアンケートの内容や運転手の問題について、今後県がどのようなことができるかという意見交換を行っております。沖縄県タクシー問題対策会議におきましては平成27年11月20日に開いておりまして、その中でもこのようなアンケートを実施しますという確認をしたところでございます。ちなみにアンケートにつきましては、各法人、事業者、個人タクシー向け、場合によっては観光客のニーズもとるべきだろうということで、県民及び観光客アンケートの内容をお互いで確認したところでございます。また、その中でタクシー乗り場がございしますが、タクシー協会の要望が29カ所ということで大変多く、29カ所を一気にはできないということで、協議会の中におきまして今年度はとりあえず5カ所に絞って整備をしていこうということを確認しまし

て、現在取り組んでいるところでございます。

○當間盛夫委員 新聞報道の確認なのですが、今回タクシー料金を値上げするという報道がありました。状況的にはいい状況ではありませんよね。雨降りは別にしても、タクシーを利用する方々が少なくなっている現状でタクシー運賃を上げるということは逆効果になるのではないかと思うのですが、その辺は担当部署としてどう考えますか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 これにつきましても、今後タクシー協会といろいろな意見交換をしていこうと思うのですが、現時点ではコメントできない状況でございます。

○當間盛夫委員 私は再三言うのですが、バス・タクシーは沖縄県の公共交通だといって、バスには年間5億円の予算を出して低床バスに買いかえさせる。赤字路線に対しては運賃の補助を行うということがあります。そして、バス停もしっかりと整備をしていくということからすると一沖縄県の渋滞緩和も皆さんの担当です。そこで、タクシーを利用させる部分のあり方を皆さんはつくっていないのです。例えば低燃費のタクシーの補助も国の事業でやっているのであって、県のもは全くないのが現実なのです。そういう形で再三言っても、ドライブレコーダーさえも企業努力で入れているだけの話で、皆さんがやったから66%まで上がったということは全くないわけです。今回のものも、値上げするとますます乗車が敬遠されていくという現状は決してよくないと思うのですが、部長、その辺はどう考えますか。

○謝花喜一郎企画部長 私自身、まだこの値上げの問題についてタクシー協会の方々と意見交換したことはないのですが、先ほど課長からありましたように、9月にアンケート調査を実施しておりまして、その中で経営面の状況についても把握するという項目の中に入れております。それから、先ほど来ありますように、安全対策の強化としてドライブレコーダーについての項目も入れて、効果、普及についてしっかりと実態を把握しよう。また、意見交換などをワーキングで行っていますが、例えば高齢化に伴った人材不足や流しが多いため、きちんとした乗り場をつくってほしいなど、いろいろなニーズを聞いておりますので、こういったアンケート調査も踏まえて、経営状況も見ながら県としての採算性や影響の効果などについては意見交換してみたいと思っております。

○**當間盛夫委員** タクシーは新しいものに変えたくても変え切れないから、経営状況云々で値上げせざるを得ないという業界の現状があると思います。ですから、その辺は今、部長が言ったことを一皆さん、スピードが遅い。バスにはあれだけすいすいやるのに、タクシーに対しては乗り場をつくるにも、30カ所近く要望があるのにことは5カ所だという形にしかならないのかということが、私には不思議でならないですし、以前から言われている空車タクシーのバスレーン利用というの、皆さんは全く回答を出してきません。バスレーンは実証中ですから皆さんはアンケートを行うというのですが、空車タクシーはバスレーンをいつから走れるようになるのですか。

○**真栄里嘉孝交通政策課長** 現在、バスレーンの延長を実施したところですが、11月に交通利用状況について調査をして、分析、整理中でございます。その結果も踏まえまして、1月から2月にかけて県民に対してバスレーンの効果について意見を聞くこととしております。その中で、国道58号での空車タクシーのバスレーン利用について県民の皆様はどう思いますかという意見を聞こうと考えております。その意見を踏まえて、沖縄県公共交通活性化推進協議会—これには県警も入っておりますので、そこで空車タクシーのバスレーン利用について検討していこうと考えているところでございます。

○**當間盛夫委員** 私はこれは違うと思います。県民は、空車タクシーがバスレーンを走れないとは誰も思っておりません。皆さんはそのバスレーン利用について県民にアンケートをとるというのですが、なぜそういう形でしかできないのですか。走らせて、その状況がどうなのかを見るのが普通で、県民は誰も空車タクシーがバスレーンを走ってはいけないとは思っていないと思います。私が先ほどから言っているのは、タクシーに対して皆さんが何もやっていないということからすると、空車タクシーのバスレーン利用ぐらいは皆さんの判断の中で—今、実証をしているわけですから、その実証の中でこのことをやると。そして、やった中でどうだったのか。継続的にやっていくのか、やはりそうではなかったのかという結論が出るわけですから、これは皆さんの考え方なのです。これを実証でやると。今、これがいつからできるかと聞いても全く出てこない。来年の6月なのか、7月なのかということも全く出てこないわけですから、私は、これは担当部長の責任で行うということを決めたほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○謝花喜一郎企画部長 バスレーンの延長につきましては、道路管理者や交通管理者と協議を行い、バス事業者と市町村の意見も聞きながら実施してきたという経緯があります。空車タクシーのバスレーンへの乗り入れにつきましては、交通管理者からいろいろと懸念が示されておりまして、実はアンケート調査の実施というのも協議会において交通管理者からの要請がございました。それを踏まえまして我々はアンケート調査を実施し、それを交通管理者にも御説明をして、協議会全体で方向性を決めていく。今はそういう手続をとっている最中でございます。やはり交通管理者にも交通管理者なりの考えがあると思いますので、彼らの考えも踏まえながら、丁寧に合意形成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○當間盛夫委員 私はもう皆さんにはやる気がないという認識を持って、これからは早目にやるようにということを要望していきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情平成26年第42号の記の2、県内離島における石油製品の補助についてですが、沖縄県の石油精製の南西石油株式会社が操業を停止しましたよね。この影響は離島や県内においてどのように出てきますか。

○田中克尚地域・離島課長 沖縄本島全体では把握し切れていないのですが、離島への影響ということで、一番石油製品を運んでいる業者を中心にヒアリングしたところ、南西石油との取引で住民に影響のあるものはほとんどないと聞いておりまして、そういった意味では影響は余りないかと考えております。

○翁長政俊委員 石油取引の実態は認識していますか。元売りがいて、契約を東京サイドで行ったとしても、実際のメーカー同士の石油については物が動くわけではないのです。南西石油で精製したものが、元売りでお互いにクロスして決済されていくというシステムを多分とっているはずなのです。そうなると沖縄県に精製をする事業者がいなくなったことで、精製をしているところから石油を運んでこないといけないことになるだろうと。それは当然、沖縄県の石油価格にオンされてきます。そうなってくると、沖縄県の経済に大きな影響が出てくるのではないかと私は見っていますが、石油取引の実態と影響という意味ではどのようにつかんでおられますか。

○田中克尚地域・離島課長 まず、南西石油の今後のあり方、事業の継続をどうしていくかということは商工労働部で行っているということで、私どもも詳細は把握していませんが、委員がおっしゃったように、精製をやめて運ぶだけの基地になるというあたりで現状とは違う形になるものですから、今年度も既にそういう形になっておりますが、形が変わるという意味で少しは影響があるだろうと。ただ、それが例えば価格にどれぐらい転嫁されるとか、そういった部分の情報はまだ持ち合わせていない状況でございます。

○翁長政俊委員 これは沖縄県の産業界にとって大変大きな問題で、現実に南西石油で精製される石油は沖縄県の産業界には欠かせない一つのエネルギーなのです。このエネルギーが、結局は地元で精製されない。そして横持ちで本土から持ってくるということになると、当然、輸送コストはかかりますよね。輸送コストがかかると沖縄県で生産されるもの、さらには消費されるものにオンされていきます。そう見るのが妥当で、自然の流れです。そうなってくると、やはり沖縄県の産業界にも大きな影響が出てくるし、特に離島は今は補助をいただいて沖縄本島並み、さらには高騰しないように、定住化を行っていく上でいろいろな措置がとられていますが、私は離島にとってこれは大変大きな問題だと思っています。それから、沖縄県全体のあり方として、これは県がすぐにどうこうできる代物ではないにしても何らかの形で対策を考えておかないと、石油が高騰を始めて、その対策がおくれるという話になると、産業界にとっては非常に大きい話なのです。皆さん方がエネルギーに対しての政策を今後どう行っていくのかという課題になるわけです。これはブラジルの企業が撤退するという話になりましたが、いずれにしろ、利活用の問題も含めて今より後退することだけは間違いありません。そこをどう認識しているかということです。

○謝花喜一郎企画部長 沖縄県のエネルギー全体の話は商工労働部で所管しておりまして、本会議におきましていろいろな答弁があったと思います。南西石油は県内の石油業者に対して値上げを要求しているのですが、県内業界はそれを拒否しているという答弁もあったと記憶しております。一方で、離島における影響につきましては、先ほど地域・離島課長からございましたように、当面影響はないという話も伺っておりますので、この件につきましては、ひいては離島の石油の輸送コストにも影響を与えるものと認識しておりますので、この点は商工労働部と連携しながらしっかりと対応しなければいけないだろうと考えているところでございます。

○翁長政俊委員 県内で影響が出る可能性があるのに、なぜ離島で影響が出ないのですか。

○田中克尚地域・離島課長 具体的な企業を申し上げますと、離島に一番石油製品を運んでいるのは株式会社りゅうせきになるのですが、そこは南西石油との取引が余り多くないといえますか、住民のガソリンなどについては南西石油ではなく別のところから仕入れているという情報をいただいておりますので、そういう意味で、今回の件にすぐには直結しないと。ただ、離島の電力会社が使う重油は南西石油から仕入れていると聞いておりまして、沖縄電力が調達をどうするかということはあると思っております。

○翁長政俊委員 沖縄県以外のところから石油を買う場合、実態として物が動いているわけではないのです。決済ベースで、貸し借りの世界で、本土で石油を買ってここで決済をする。沖縄に入っている物の中から出していくのです。ですから、今言うようにりゅうせきの取引が云々ということになるでしょうが、メーカーによってはメーカー同士で物は動かさないが、決済ベースでお互いに決済していくというシステムができ上がっているのです。だから影響が出ると言っているのです。物を動かしたら輸送コストがかかるので、これは極力やめよう。決済ベースで、要するに数字が合っていけばいいという取引の仕方なのです。そのほうがよりコストがかからないものですから、そうなってくると私は離島に影響が出ないというのがなかなか理解できません。こういう形のは詳細に調べて、間違いなく出ないという方向になっているのですか。

○田中克尚地域・離島課長 私どもも新聞報道で出た情報をもとに業者にヒアリングをしたところ、先ほど申し上げたような理由で大きな影響は出ないと聞いております。うるま市にもつくった石油を運んだり、いろいろほかのところにもタンクがありますので、そういったところからも調達していると聞いています。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、この問題は商工労働部に係る問題でもありますが、県のエネルギー政策という意味では企画部も十分に関心を持ちながら、特に離島のエネルギー対策になると皆さんの所管ですから、その対策はどうか、エネルギーの動向が今後どうなっていくのか、これは間違いなく上がってくると思います。今はいろいろと世界的な情勢があって石油コストが下がっ

てきてはいるのですが、これから上がり転じていく。そのときにどういう影響が県内に出てくるのか。これは先手で物事を見て、県がその対応をされていくことを希望しておきます。

もう一つ、24ページのタクシーの陳情ですが、乗り場の問題で当間委員からもいろいろと要望が出たのですが、那覇空港で新しく国際線と国内線の間をつなげる工事が進んでいます。ここにはモータープールがあったらしいのですが、今回撤去ということになっていますよね。今、観光客の数が相当なスピードで伸びていて、当然タクシー利用者やバス利用者もふえてきます。レンタカーももちろんそうです。沖縄では、今、言ったような交通手段で移動することが多くなりますので、そうすると、空港内でそういった需要に応じていく対策があってもいいのではないかと思っているのですが、ここはどのような指導をして、どのようになっているのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 詳細な資料は持っていないのですが、この工事に関連して、現在、大阪航空局が会議を行い、タクシープールも含めて今後どうしようかということで、二、三回ほどタクシー協会やバス事業者、バス協会も含めて調整をしているところでございます。

○翁長政俊委員 いわゆるモータープールになっているところは那覇空港ビルディング株式会社が管理しているわけでしょう。ここを建築するところは那覇空港ビルディング株式会社ですよね。今回、ここにもともとあった客待ちのためのモータープールが潰されて、なくなってしまうのです。

○真栄里嘉孝交通政策課長 正確には答えられないのですが、会議の運営からすると大阪航空局が中心になって、工事中、完成後も含めて、観光タクシーなどの配分等について調整しているところでございます。今後、そういう調整は大阪航空局が中心となって行うということでございます。

○翁長政俊委員 県は全くかかわらないということですか。この協議会の中に県も入っているのではないですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 県も入っております。その内容について、現時点ではタクシー協会も一緒になって進めておまして、現在、国から示された案がございしますが、タクシー協会も一定の理解を示していると認識しております。

○翁長政俊委員 私どもがタクシー協会からヒアリングをしたときに、こういった課題が最近出てきたのです。こういう課題があって、現実ニーズがある中で非常に困っていると。困っているものに対して、県側として観光行政、交通行政も含めてきちんとした対応をしてほしいという要望があるから、この質疑をしているのです。

○真栄里嘉孝交通政策課長 この件に関しまして、一緒に会議には出ているのですが、タクシー協会からそういう要望は受けておりません。今後、タクシー協会にどのような御意見があるのか、意見交換をしていきたいと考えております。

○翁長政俊委員 これはほんの2週間前に届いた要望書の中にそういう要望が入ってきているのです。現実問題として大変困っていると。空港を拡張するのはいいのですが、もっと言えば、今モータープールとして使っているところが潰れて、乗り場は確保されているという形になっているのです。そしてターミナルの職員の駐車場は後ろのほうに確保されているわけです。平たく言えば、職員のための駐車場も必要なのですが、サービスという意味においては利用者にもっとサービスがあるべきではないのかという声も出ているのです。ですから、この辺の調整を大阪航空局に任せるのではなく一沖縄県タクシー問題対策会議は大阪航空局がやっているのですか。

○真栄里嘉孝交通政策課長 この案件につきましては、現在の国際線、国内線があり、その間にタクシーとバスが一定程度とめられるプールがございますが、そこが将来、新しく国際線と国内線が利用できるターミナルに拡張されるということがございます。現在、観光関係のタクシーがその中で待っている状況ですが、その台数がどうしても一定程度制限される状況になっております。この案件につきましては、沖縄県タクシー問題対策会議ではなく那覇空港内の話でございますので、大阪航空局が中心となって、交通管理者も含めて一たしか立体駐車場がございます、そこにとめて右折するという話もあったのですが、上に高架の桁がございますので、安全上に問題があるということでその立体駐車場も使えないという話がありました。この会議は大阪航空局が中心となって、那覇空港ビルディング株式会社、県の観光部局、タクシー協会、バス協会、交通管理者を含めて、総合的に検討を進めているところでございます。

○翁長政俊委員 個別具体的な細かい話になりましたが、いずれにしろ観光は

右肩上がりに伸びていっているし、さらにインバウンドのお客さんもかなりふえていて、多分今年度も700万人に達するのではないかという声も聞こえます。そういう中で、正直、利用者へのサービスという意味において、もう少しそういったタクシーやバスを使う皆さんが利用しやすいような環境をつくっていくことは、沖縄の観光政策という意味では大変大事なことで、沖縄振興という意味でも大事なのです。そういう観点で捉えて、施設の利用の問題として片づけるのではなく、もう少し立体的に物事を考えて進めていただきたいと思います。部長、これはきちんと対応してください。

○謝花喜一郎企画部長 那覇空港の際内連結部分の話については、私も交通政策課長が言ったような認識だったのですが、ただやはり最新の要請が翁長委員にあったということでございましたので、しっかりその情報を集めまして、県としても大きな観光政策の観点から、大阪航空局にも申し入れをしたいと考えております。情報を集めて、しっかり対応していきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 53ページ、陳情第79号です。重要港湾ではありますが指定管理は石垣市が行っていて、県がどのように関与できるのかわかりませんが、石垣港における国際線の旅客船ターミナルビル建設に係る沖縄振興特別推進交付金の活用についての陳情なので、もう少し具体的に御説明いただけますか。

○鉢嶺貞雄港湾課班長 石垣港の旅客船ターミナルビルの建設につきましては、港湾法では事業主体として県が建設することは可能ではあるのですが、今は港湾管理者として石垣市がおりますので、石垣市建設課に事業主体はどうなりますかと電話で質問をしたところ、この建設については自分たちでもできると。なぜかといいますと、石垣港には離島ターミナルがありますが、この建設につきましては平成17年ごろに石垣市が事業主体となってつくっておりました、ここが大体5276平米あります。今回の旅客船ターミナルビルは2600平米を予定しておりました、過去につくった離島ターミナルのほうが2倍ぐらいの規模になります。ですから、事業主体について技術的に石垣市でできない可能性があるのかどうかも聞いたところ、技術的には自分たちにも実績があるので、できないことはない聞いております。また、県が事業主体になって行う場合は、県と石垣市が中に入るテナントや管理運営方法について協議しながら設計

していくので、それについても、石垣市が単独で建設するのであれば自分たちの裁量だけでできるのですが、県が関与することになると協議しながら行うということになります。

○高嶺善伸委員 事業主体を石垣市とした場合、所要予算の確保という意味で、石垣市に割り当てられた沖縄振興一括交付金―一括交付金の枠内だけでは難しいという趣旨の陳情になっていますので、それを特別枠でどのようなやるかということになると県とのかかわりになってきますので、その辺は検討について助言していきたいと考えておりますということですが、どういう方向で助言をすることになるのですか。

○浦崎康隆市町村課副参事 市町村分の一括交付金を活用した事業につきましては、今年度も、次年度に向けてもありますが、まだ石垣市からは具体的な相談がございませんので詳細な事業計画等は不明ですが、石垣市に伺った内容ですと、施設の規模は大体2700平米ぐらいで、中身としては出入国ホール、エントランスホール、管理事務所等を予定しているということです。整備費につきましても、まだ詳細は不明ですが約18億円程度を予定しているということを石垣市からのヒアリングで伺っております。石垣市の特別枠について今年度は9億円ございますが、その辺も含めて特別枠の活用もございますので、石垣市から具体的な提案、説明がございましたら、一緒になって計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 今、外国人観光客の受け入れ200万人という目標設定があって、クルーズ船によるインバウンドはかなりふえています。那覇港だけでは対応できないので、石垣港にも年間70回以上か、毎週2回寄港しているのか、かなりの対応が必要だという状況で、この旅客船ターミナルビルの建設が早急に求められているのです。ですから、県の観光客受け入れを全体的に考えると、石垣市だけの財政では難しいだろうと。しかし事業主体は石垣市となってくると、県はどうかかわりがあるかということでも少し協議が前に進みにくい気がするのです。ですから、交付金の活用について国と県と市で早目に協議をする場をつくるということは難しいですか。

○浦崎康隆市町村課副参事 ただいま委員からございましたように、クルーズ船の寄港実績もふえていると石垣市から伺っております。先ほどと繰り返しますが、まだ石垣市で事業規模が固まっていない部分がございますので、ど

れぐらいの枠になるかということは御相談いただかないとつかめない部分がございますので、ただ委員から御提案があったように基本枠や特別枠の活用、そして県の一括交付金の活用が可能かどうかも含めて、市町村と一緒に検討していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 那覇港の旅客船ターミナルビルの面積と総工費はどれぐらいですか。

○鉢嶺貞雄港湾課班長 那覇港旅客船ターミナルビルの規模は4500平米です。平成23年度に設計しまして、平成25度までかかっております。金額的には約12億円です。

○高嶺善伸委員 石垣市が予定している旅客船ターミナルビルは2700平米で、予算は18億円ぐらいなのですか。

○鉢嶺貞雄港湾課班長 石垣市からは18億円と聞いております。

○高嶺善伸委員 今クルーズ船が接岸している場所では、船が全長200メートル余りなので1回転して接岸するようになっていて、その間、離島航路の高速船は全てストップされるのです。これはいっぱい接岸だということですが、週2回のほかに、最近中国やほかの外国からも入港の申し込みがあって、非常に狭隘なので、新港地区の7万トンバースに接岸できるようにしないといつ事故が起きてもおかしくないという話が現場から聞かれるのです。そして新港地区の新しい岸壁になると、雨や日差しを遮る施設は何もないわけです。そうなるとこの旅客船ターミナルビル建設は急がないといけないという気がするのです。これだけ18億円という総工費を捻出するなら、2700平米をもっと小さくするかとか、規模・規格の問題でも石垣市だけでは荷が重いという気がします。ですから、観光振興あるいは離島振興という観点から、従来の石垣市が港湾管理者だという限定的な発想ではなく、県全体として南の玄関という意味で少し考えるべきだという気がします。新港地区でのクルーズ船の受け入れについては、皆さんはどのような見通しを立てておられますか。

○鉢嶺貞雄港湾課班長 石垣港のクルーズ船の寄港実績が平成27年度で86回の予定のようです。来年が139回ということで大分ふえてくるようなので、県としても観光振興の観点からクルーズ船については支援していきたいと思ってお

りますが、現在、国におきましてクルーズ岸壁—マイナス9メートルを建設中
でございまして、平成29年度に完成すると聞いております。その後、上のほう
にターミナルをつくるのですが、事業費が18億円と高額になっているのはこの
ターミナルに津波高潮防災機能を持たせたいということで、ターミナルの背後
地に山をつくり、そこに逃げられるようにしたいということもあって金額がふ
えております。その辺の事業費をどの辺までやるかというのは石垣市が決定す
るのですが、もっとコスト縮減できないかとか、その辺は一緒になって考
えていきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 離島棧橋から発着する高速船やフェリーは、各離島の地方港
湾に出入港するわけです。ですから、クルーズ船の接岸時にトラブルが起きる
と離島の交通が麻痺するのです。そういう意味では、一日も早く沖合の新バー
スに接岸できるようにしないとイケないと思っておりますが、平成29年度の
供用開始を前倒しして接岸できるようにするべきではないかという声もありま
すが、それはどうですか。

○鉢嶺貞雄港湾課班長 マイナス9メートル岸壁の工事は国が行っていますの
で、県としましては、なるべく早く完成できるよう国にも働きかけたいと考
えております。

○高嶺善伸委員 ぜひ前倒しして供用開始をして、あの狭隘な航路に支障がな
いように、県としても国の後押しをしてもらいたいと思います。それから、あ
ちらは埋立地なので殺風景なのです。向こうに接岸したらお客さんはどうなる
かというインフラは全くされていないわけです。インバウンドという意味では
海の玄関なので、県としても放置できないだろうと思っております。ですから、
規模といい、予算といい、どういう機能を持たせるかを含めて、もともと重要
港湾なので管理者の石垣市と国だけではなく、県も入って、防災機能を持った
ウォーターフロントという意味では、ぜひ外国からの観光客が沖縄はすばらし
いという第一印象を持てるような受け皿の整備につなげないとイケないと思
っているのです。これは港湾課というよりも、沖縄の役割—南に開かれたアジア
ゲートウェイという意味では、今話がありますように年間130隻以上も入港が
予定されている石垣港の対応というのは、県全体の問題として受けとめる必要
があると思います。ですから、県民の、離島の港湾というだけではなく、観光
産業、沖縄県の離島振興の全体的な問題も含めて、企画部としてどのようにか
かわりを持つのか、これだけの話を聞いたら企画部長としても何か言わないと

いけないでしょう。感想を聞かせてください。

○謝花喜一郎企画部長 高嶺委員のお話を聞いて、やはり夢があるといえますか、石垣港新港地区の整備を、初めて南の玄関口である石垣市に来た方々に喜ばれるような形の物にしたいという気持ちは私もよくわかります。一方で先ほど来ありますように、国や県ではいろいろな事業を石垣市と連携しながらやっている部分もあるようなので、問題は受け入れのハードの整備はできたが、その後の細かなソフトの部分をどうするのかという議論がまだ十分されていないということでございましたので、この部分については観光部局と情報交換をしながら進めていくべきものだろうと考えております。我々としても、委員からそういったお話があったことを観光部局とも情報共有を図りながら、一番大事なのは石垣市の御意向もあると思いますので、その辺も聞きながら県として対応したいと思っております。

○高嶺善伸委員 話によると、新しい接岸バースを1年前倒しして供用開始してもいいという意向もあるようなのです。それだけに、旅客船ターミナルビルの建設を前倒しして整備をしないといけないという強い印象を持っています。したがって、平成28年度は設計をして発注できる体制をしっかりとつくる。そのための予算が市町村の割り当てだけで不足であれば、特別枠を何とか前倒しして配慮してあげないといけないのではないかと考えています。ですから、こういう設計、発注及び旅客船ターミナルビル整備について、目標年度意識を持ってやってもらいたいと思いますが、どうですか。

○浦崎康隆市町村課副参事 石垣港の旅客船ターミナルビル整備については、ただいま委員から御指摘もありましたように、石垣市と一緒に早目の特別枠も活用して、特別枠も単年度で6億円、3年間で18億円は活用できる仕組みになっております。それも含めて、一緒になって検討して進めてまいりたいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

休憩 午後0時3分
再開 午後1時21分

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、警察本部の申し出により順番を入れかえ、乙第27号議案沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

大城正人生活安全部長。

○大城正人生活安全部長 1ページ、乙第27号議案沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

昨今における国民のナイトライフの充実を求める声の高まりやダンスに対する意識の変化を踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正され、客にダンスをさせる営業に係る規制が見直されるとともに、特定遊興飲食店営業に関する規定や良好な風俗環境の保全を図るための規定が整備されるなどの改正が行われ、平成28年6月23日から施行されます。

これに伴い、特定遊興飲食店営業の営業所の設置許容地域や営業時間の制限に関する規定、ゲームセンター等の営業所への18歳未満の者の立ちらせ制限の規制に関する規定などが都道府県条例に委任されたことから、これらを条例で定める必要があります。

改正内容については、風俗営業に係る営業延長許容時間及び営業延長許容地域、ゲームセンター等への18歳未満の者の立入制限、特定遊興飲食店営業に係る営業所設置許容地域、特定遊興飲食店営業者に対する営業時間の制限、深夜における騒音及び振動の規制その他必要な遵守事項などについて規定するものです。

なお、施行期日は、平成28年6月23日を予定しております。

以上で、乙第27号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律―風営法は、今回の一般質問でも交番のあり方ということでお聞きをして、この地域には沖縄県議会前の交番、西武門、泊ということで、3方と交通の警らを含めてあるという皆さんからの説明もあったのですが、その地域指定がありますよね。那覇市松山地区と沖縄市上地地区―この沖縄市上地地区は、交番等々を含めて、警察の皆さんのあり方はどういう状況になっているのですか。

○大城正人生活安全部長 今回のナイトダンスに関する規制緩和は、やはり国民の生活様式の多様化やダンスに対する国民意識の変化などを踏まえて一部改正されたもので、これを受けて地域の具体的な状況に応じて条例を定めるものとしておりますが、その緩和について、特に那覇市松山地区と沖縄市上地地区にした理由は、沖縄市上地地区は那覇市松山地区に次いで繁華街が多いところですが、その地域には中之町交番と新しく胡差交差点に大型交番ができましたので、その交番でカバーできるものと考えております。

○當間盛夫委員 いろいろと警察官の人数の部分や、現時点で松山に交番設置をどこにどういう形で用地買収してできるのかということ、なかなか厳しい部分は確かにあると思います。しかし、今言うように沖縄市上地地区には大型交番もできたということからすると、那覇市松山地区は泊や西武門、県庁前も地域的に国際通りなどのもろもろがあつて、対応的にどうなのかと考えると、生活安全部の皆さんならよくわかると思いますが、あそこは客引きなどで夜は大変です。客引きはなかなか条例的なもので一店に雇われているわけではないので、その客引きを摘発しても尻尾切りみたいなどころがあつてなかなか取り締まられていないという状況もあるのですが、間違いなく、沖縄県の夜の部分のマイナス点になっているのが松山地区だということも私たちは那覇市にいて感じるのです。それが今回の風営法の改正によって、いろいろな意味でクラブやディスコなどが改正されて時間も延びることになると、皆さんがアンケートをとる中では地域住民の不安もやはりあるわけですが、間違いなくアンケートでは地域住民の不安が大きいではないですか。それをいかに解消するのかというこ

ともこの風営法の改正の中で、今の説明であったように国からこういうダンスホールといったものがあつたからそれをやるのではなく、営業時間が延びて、青少年の部分の犯罪だとか、その辺をどうしていくのかということも一緒にやっていると、上が変わつたからダンスホールはこうなりましたということではなく、これが変わつたらそういった松山地区のディスコやクラブに対してどうしていくと、住民の安全や安心、沖縄県の深夜徘徊を含めてどのようにやっていると、やはり皆さんは提示すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○大城正人生活安全部長 委員のおっしゃるとおり、やはり少年非行の問題や風営関係の治安の乱れなども懸念されますが、従来、警察の取り締まりと並行して地域のボランティアの活動などで安全を確保していますが、条例の改正に伴ってそれが影響ないように、あるいは子供たちの非行がないように、まずは警察官の街頭活動の強化ですが、それとあわせて取り締まりも強化をして風営環境の浄化に影響がないように努めてまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員 年末年始にかけてそういう繁華街も人通りが多くなってくるでしょうが、無法地帯にしてしまつてはやはりだめです。現に松山地区であれだけいろいろなキャッチになってくると、なかなかぼつたりとか、東京都の新宿と沖縄県はまた違う現象だと思いますが、これを何もしないで野ざらし状態にしてしまうとそういったものが出てきても不思議ではないし、それが何に影響してくるかといへば、やはり地域住民もあります、沖縄県の観光はそういうものかと、沖縄県自体がそういうところかというような乱れ方をしてくるわけですから、いろいろな意味で、私は交番の設置などで皆さんが果たしている役割は大きいと思っているので、この改正があるのであれば、皆さんもしっかりやっていただけないかということで、これは提言として終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の件で、私は沖縄市については詳しくないので、那覇市松山地区についてお聞きしたいのですが、ここで規制緩和の対象となる、いわゆるダンスホールは何軒あるのでしょうか。

○大城正人生活安全部長 現在、松山地区におけるダンスホールは3軒ござい

ます。

○**渡久地修委員** この3軒は、例えば最大収容人員は幾らでしょうか。要するに、今までは12時で終わっていたわけですね。例えばそこが100名なら100名、500名なら500名が終わってから帰るというのが、今回、延長になって仮に朝まで定員いっぱいであれば、もし500名であれば500名が5時に一斉に帰るという状況になるのかどうかということをお聞きしたいのです。

○**大城正人生活安全部長** 法律上、収容人員の制限はなく、こちらでも収容人員は把握されておりません。ただ、先ほど申しましたように時間の制約が5時までになって、今の条例上では1時までを規定しております。失礼しました。特定遊興飲食店は5時までです。

○**渡久地修委員** 朝までできるわけですね。人数を把握していないというのは条例を審査する上で審査しにくいです。皆さん、この辺は常時時間を超えてやっているのではないかとということで立入調査なども行っているでしょうし、把握しているのではないですか。

○**大城正人生活安全部長** 許認可業務の中で人員の規定はなく、こちらでは把握しておりません。

○**渡久地修委員** 例えば、いろいろな歌手やグループなどが来て演奏活動をしますよね。松山地区のナムラホールなどもダンスホールと一緒にですか。よく歌謡曲や若いミュージシャンが貸し切ってコンサートなどを行うのですが、そこも同じ場所ですか。

○**浦添朝裕生活安全部参事官** 委員からお話のあったナムラホールというのは風俗営業の3号営業に当たります。

○**渡久地修委員** 例えば、今までは条例上12時までやっていて、そこは多いときで500名ぐらい入ると思いますが、12時になったらどっと出てくるということがあります。これがもし仮に5時までになった場合、5時に一斉に出てくると街の様相が一変するのではないかと思うのですが、その辺はどのように予測していますか。

○大城正人生活安全部長　そもそも法律の改正は生活様式が変わったとか、ダンスに対する国民の意識が変わったということで、ダンス自体はそんなに問題ではないかと一従来、接待などが問題になって規制されておりましたが、ダンス自体は問題ないのではないかとという規制緩和の領域になったものですから、ダンスがあったとしても、一斉に出るなどで環境が激変することはないと考えております。

○渡久地修委員　誰もダンスが悪いとは言っていません。ここで出ているのは、ダンスをする場所でお酒も飲めるわけですよ。結局、今までも飲みながらダンスしているのです。このダンスが社交ダンスであったり、ディスコであったり、これは両方ダンスだと思います。とにかく、それで飲みながら酔っぱらって一斉に出てきたときに、街の流れが一斉に変わるのではないかと。それは、皆さんの警備の問題でも全然違ってきます。松山の町自体が変わってしまうのではないかとと思うのですが、その辺の想定は一切していないのですか。

○大城正人生活安全部長　若干の違いはあると思いますが、従来は風俗営業と午前1時までの特定遊興飲食店営業というのは遊興の概念が変わりますので、例えば生演奏をする場合などは規制の対象になります。ただ、ダンスということと深夜ということ、そして飲酒ということが3つの要件になってくるのですが、従来ままでの延長ということにはならないと考えております。

○渡久地修委員　現行で、周辺からの苦情はありますか。

○大城正人生活安全部長　現在のところ苦情は把握しておりません。ただ、私も風俗営業にはずっとかかわっていますが、以前の松山地区と比べて、沖縄市もそうですが、かなり改善されている状況は確かにあります。

○渡久地修委員　それから、先ほどもあったように現行では12時といった場合、12時以降もそこで飲んでいる方がいると思うのですが、改正をすることによってこれが朝方まで全体的に延びてしまうという心配があるのですが、その辺はどうですか。

○大城正人生活安全部長　おっしゃるとおり時間が延長されるわけですから、当然それはあると思います。ですから、法律がそのように改正されたのですが、あくまでも限定的に松山地区と上地地区の2カ所に限定してやっております。

○渡久地修委員 周辺の児童福祉施設などはよくチェックしたということですが、保育所や那覇中学校の通学路など、その辺との関係はどうなりますか。

○金城保志生活安全企画課課長補佐 特定遊興飲食店営業の法の規定は午前0時から午前6時までの間の営業とされております。今回、学校に関しては深夜の実態が一深夜は午前0時から午前6時ですが、実態がないということで、今回は規制の対象から外しております。しかし、通学路については、当然警察としても子供たちに与える影響が懸念されるので、この辺については今後とも対応していきたいということと、また新たに規定される風俗環境保全協議会—これは地域の方々、営業者ももちろんなのですが、これらで構成する風俗環境保全協議会を活用して良好な風俗環境を保全していきたいと考えております。

○渡久地修委員 法律が緩和されたということなのですが、特に地域住民の方々や教育関係者にとって、心配や不安というのは当然あると思いますので、その辺は皆さんもぜひ責任を持って対処できるようにしてください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 この風俗営業の地域、さらには特定地域、この地域をある程度限定してここに誘導して繁華街をきちんとつくっていく。他府県で私たちも夜の街に出て行くのですが、特定飲食や風俗業のようなものが、ある一定の区画の中に固まった形であります。沖縄の場合は点在していて、地域と混在してしまっているという認識を持っているのですが、これを行政側の方針をもって一定側にきちんと区画をつくってまとめていくという、こういった方針のようなものはあるのですか。

○大城正人生活安全部長 それぞれの営業の形態によって法規定がありまして、風俗営業などは学校地区からの距離制限はありますが、例えば深夜酒類提供はこれがないとか、性風俗関係もまた特定されていて、その法の範囲内で我々も許可しないといけないものですから、特に警察が誘導してある地域につくることは難しいと考えております。

○翁長政俊委員 これをなぜ聞くかというのと、どうも沖縄県の繁華街は那覇市

でもばらばらで、歴史的なものがあってそうなっているだろうとは思いますが、他府県のようにきちんとあるエリアに集中していれば管理、監視もしやすいと思います。警察が警らするのも、たやすいとは言いませんが非常にやりやすい。こういう形でやるほうが、観光振興という意味でも合致しているのではないかと思います。これは、今言うように公権力でこうしなさいというのはなかなかうまく進まない話ではあるのですが、ただ緩やかに地域を指定して、この中に入れ込むやり方というのは私はあっていいと思っています。町の中にばらばらに点在させるよりも、その方がよりいい形になるのではないかと思います。その部分はどうですか。

○大城正人生活安全部長 先ほどもお答えしましたが、警察はあくまでも法の規定に従って許認可をするものですから、確かに他府県によっては地域に限定してあるかもしれませんが、それぞれの県の事情とか歴史的な経緯などもあって、委員のおっしゃるように警察が1カ所に固めてやるというのは難しいと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

大城正人生活安全部長。

○大城正人生活安全部長 次に、2ページ、乙第26号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

改正風営法により、深夜において客に遊興と酒類の提供を行う特定遊興飲食店営業を公安委員会の許可を受けて営むことができるとされ、改正法附則第2条の規定により準備行為として特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、平成28年3月23日から同営業に係る許可申請を行うことができることとされています。

これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、

特定遊興飲食店営業許可申請等の手数料額の標準額が定められたことから、これらの徴収根拠を定めるため沖縄県警察関係手数料条例を改正する必要があります。

改正の内容は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に規定する徴収額の基準に従い、特定遊興飲食店営業に係る許可申請手数料、許可証再交付手数料、法人合併承認申請手数料、法人分割承認申請手数料、構造又は設備の変更承認申請手数料、許可証の書きかえ手数料、特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料、認定証再交付手数料及び管理者講習受講手数料等を規定するものです。

施行期日は、平成28年6月23日を予定しております。

なお、準備行為として施行期日前に行われる特定遊興飲食店営業の許可申請手数料の徴収に係る部分は、平成28年3月23日から施行することとしております。

以上で、乙第26号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く公安委員会関係の陳情3件について、審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、知事公室及び企画部と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、警察本部交通部長及び警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

渡真利健良交通部長。

○渡真利健良交通部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について、御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

平成25年陳情第108号公共工事発注に際しての事業用自動車(緑ナンバー)使用に関する陳情、並びに陳情第27号バスレーンにおける空車タクシーの乗り入れに関する陳情につきましては、いずれも前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

次に、陳情第31号について刑事部長の説明を求めます。

知花幸順刑事部長。

○知花幸順刑事部長 沖縄県公安委員会の所管に係る陳情の処理経過及び処理方針について、御説明をいたします。

お手元の陳情の要旨・処理概要をごらんください。

陳情第31号名護警察署職員に対する苦情申し立てに関する陳情につきましては、前回委員会以降、処理方針に変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 陳情第27号バスレーンの空車タクシーについてですが、先ほど企画部長とのやりとりの中で當間委員からこの趣旨の発言がありまして、はっきりはしませんでした。空車タクシーの乗り入れの是非についてどちらかというといふと県警と相談をしなければできないと。私の聞き方の問題だったかもし

れませんが、県としてはそんなに問題ではないというようなニュアンスで、当事者の県警と課題が残っているという話だったのですが、そのとおりですか。

○渡真利健良交通部長 バスレーンへの空車タクシーの乗り入れにつきましては、公共交通活性化推進協議会の中で我々からも県民の意識調査を県に依頼しているところであります。今のところは県と乗り入れについての具体的な話し合いはございません。我々は陳情を受けた中で、現在の処理過程について方針は変わらないと説明をしておりますが、実施中のバスレーン延長の検証実験が来年の2月ごろに終わる予定なので、その辺で県民へのアンケート調査の中にバスレーンへの空車タクシーの乗り入れについての質問事項を盛り込んでほしいと県にお願いをして、それらを検討した結果を踏まえて、今度は空車タクシーの乗り入れの実験をする余地があるかを検討しようというところですよ。

○玉城義和委員 県警として、空車タクシーの乗り入れについての基本的な考え方はどのようなものですか。

○渡真利健良交通部長 先ほど申し上げましたとおり、業界、それから一部の県民の皆様からバスレーンへの空車タクシーの乗り入れの要望等があることは承知しております。したがって、県警といたしましては県民のニーズに合った、県民の目線で見たい規制の仕方を今後、検討・模索していこうということでもあります。

○玉城義和委員 模索していこうというのは、乗り入れについて実現できるという方向なのですか。

○渡真利健良交通部長 乗り入れするという規制に変えていくかという判断をする前に、県民意識調査や業界の意見等を踏まえた上で判断していきたいと考えております。

○玉城義和委員 私はそもそも今回のバスレーン、特に夕方のバスレーンの延長については大反対です。要するに、そもそも県民に不利益を与える、あるいは著しい苦痛を与えるようなことを県自体が行うときには、明確なメリットが約束されないといけないと思います。私はこの前も下を通過して帰りましたが、雨で物すごく混雑しているのです。とにかく右の車線が動かないぐらい混雑して、左側はがらがらなのです。恐らくバスレーンの最終地点までに抜

いていったバスは四、五台なのです。その間ほとんど車は通っていない。右の車線は雨のせいもあってほとんど動かない。こういうことをずっと続けるということは、私はこの前も申し上げましたが、天下の愚策だと思います。県警はこれについてどのような見解を持っているのですか。

○渡真利健良交通部長 バスレーンの延長につきましては、県の事業であります公共交通の活性化の施策の推進の中で出てきた話であって、県警としましては、今行っている実験を踏まえた渋滞状況や旅行時間の結果、それから県民の意識調査を判断に十分反映させていきたいと考えております。

○玉城義和委員 県警はこの延長に対して余り乗り気ではなかったという話を聞いていますが、本音のところはどうなのですか。

○渡真利健良交通部長 乗り気かどうかという話ではなく、この規制を延長した場合の影響がどの程度のものかということがわからないと、すぐはできませんという話を県側に申し入れたということでございます。

○玉城義和委員 おっしゃるとおりで、明確なメリットや成果が約束できて初めて一県民に対する不利益、苦痛を与えて、その見返りとしておっしゃるようには明確なメリットがあるという約束がない限りやってはいけないと思うのです。公共交通のこれからのあり方のためにか、そういう漠とした話でああいうことをやること自体、私は極めて無責任だと思っています。そういう意味からいうと、先ほどの當間委員の発言とは違うのですが、せめて右車線の車を減らすという意味で空車タクシーを左車線に移すことは私はメリットがあると思います。実車は左側を走らせていいと、乗っているのはほとんど1人です。ですから乗用車のメンバーと同じことなのです。1人しか乗っていないタクシーに左車線を走らせる合理性はあるのに、空車タクシーを走らせないというのはおかしい。客は左にいるわけですから、乗りおりは一緒です。空車タクシーに真ん中の車線を走らせて、手を挙げて左車線に寄ると交通事故のもとです。せめて空車タクシーを左車線に寄せることによって右の2車線は少しは助かるというところからも、私は空車タクシーを即左車線に移すべきだと思います。県がそういうことで仮に政策変更してくるなら、県警としては受ける用意はありますか。

○渡真利健良交通部長 県警では、これから先の実験等々の結果を踏まえなけ

れば結論は出せないということで、仮定の話でこうあればこうしたいということは、今のところ申し上げることは控えたいと思います。

○玉城義和委員 偉い人はどうかわかりませんが、国道58号のバスレーンを延ばしたことによって大多数の県民は歯を食いしばって我慢しているのです。夜の7時になると解放されて、今度は7時に混んでくるわけです。要するに、混んでいる現状をどうするかということなのです。2月の話ではなく、これは深刻です。私は、朝の9時までならともかく、なぜ夜までバスレーンをつくる必要があるのかといつも疑問に感じるのです。朝の8時から8時半の通勤時間帯ならわかります。夜の6時半、7時、8時まで、そんなに急いで家に帰らないといけないような人たちの集まりだとは思えないし、そしてバスはそんなに混んでいないわけです。ですから、バスレーンで県民が我慢をしなくては行けないというのであれば、やはりバスに乗り移って右の2車線がすくということが前提でないと、我慢ができないのです。何の合理性もないのです。2月から1年やって、県民に苦痛を与えているだけの話で、何の明確な展望もなくは続けるべきではありません。これは県警という交通政策を預かるものとして、私はもっとはっきりと威厳を見せたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○渡真利健良交通部長 我々としましても、委員のおっしゃることと全く同じ意見が県民の中にあるということも承知しております。ですから、委員のおっしゃるとおり実験前より余計に混んでいます。その検証結果を踏まえて、さらに、先ほど申し上げたとおり県民の意見も拝聴した上で最終的な判断をしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 いつもはもっと歯切れのいい渡真利部長ですが、きょうはなかなかよくないですね。名護警察署の署長もしていたのもう少し前向きな答弁がいただけるかと思ったのですが。ぜひ、そういう意味では県民の立場に立って、県民がどんな思いで耐えているかということも一幹部の皆さん、大変ですから一度通ってみてください。ぜひそこは前向きに検討していただきたいと要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 陳情平成25年第108号について教えていただきたいのですが、

白ナンバーの車が有償運送行為ができる範囲というのがあるのですか。

○**渡真利健良交通部長** 業として運送行為をする場合は緑ナンバーの許可を受けなければいけません。

○**吉田勝廣委員** 白ナンバーを持つ、例えば大型車両がありますが、これは有償行為はできないのですか。

○**渡真利健良交通部長** 白ナンバーのトラックで、例えば有償運送行為であったとしても、その名義人である所有者の会社の業として行う場合は緑ナンバーとしての営業は認められないという解釈です。

○**吉田勝廣委員** そうすると、白ナンバーのトラックが有償行為ができるのはどのようなときですか。

○**渡真利健良交通部長** 例えば、会社の所有する白ナンバーのトラックは有償行為で物を運んでも違反にはなりません。そのかわり、全く別の会社の荷物を有償で、業として行う場合は緑ナンバーとしての登録が必要だということです。

○**吉田勝廣委員** そうすると、白ナンバーについては公共、私業関係なく、有償行為をしてはだめだということですか。

○**渡真利健良交通部長** 登録された車両の名義の会社の行為としてやれば問われないということです。

○**吉田勝廣委員** ですから、自分のものだったらいいが、他人のものはだめだということですか。他人の荷物を業とする場合は、私業であれ、公共であれ、だめだということになるわけですね。要するに、自家用であれば自分の荷物を運ぼうがどうしようが構わないが、他人の荷物を運んだり、ここには私業と公共がありますが、その事業で受け取ったらだめだという意味だということを確認したかったわけです。

○**山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、吉田委員から、所有する白ナンバートラックで自分の荷物

を運搬することは問題ないが、公共であれ私業であれ当該トラックで他者の荷物を有償で運搬することはできないということかと答弁内容の確認があり、渡真利課長からその旨の答弁がされた。）

○山内末子委員長 再開いたします。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 こういう規制はどこで行っているのですか。

○渡真利健良交通部長 これは道路運送車両法に基づいて、こういう違法営業をした場合は私どもが取り締まりを実施します。

○吉田勝廣委員 国道で砂利などを運搬するときなどに、その取り締まりは大体どういうところでやるのですか。

○渡真利健良交通部長 特別にその車両だけを集中してやるというわけではなく、通常に取り締まりの中で、過積載とか、そういった無許可の営業もあわせて実施するということで、警察署でもしますし、警察本部の交通機動隊等でも実施しております。

○吉田勝廣委員 辺野古の現場を見ていると白ナンバーの車両があるのです。これは恐らく誰かに頼まれてやっているのか、自分も工事をしているのか。これはどう取り締まりをしていますか。

○渡真利健良交通部長 辺野古への出入りの状況については私は把握しておりませんので、規制の話を申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

○吉田勝廣委員 私たちはよく見ているのです。そのゲートには交通の警察官もいらっしゃるわけです。そこを白ナンバーの車両が通ると、私たちが変だと思っているのですから、その警察官も変だなと思うでしょう。そういう報告は受けたことはありませんか。

○渡真利健良交通部長 先ほど申し上げたとおり、実態がまだ把握されておりませんので、明確には……

○吉田勝廣委員 少し混乱しているので整理しましょう。要するに、例えば基地の中に車が入るのには許可が必要ですよ。これは米軍基地の許可も必要だし、工事の発注人からも必要です。これは自分の会社の事業だといっても、受注して入っているわけです。そうすると、白ナンバーのトラックが入ること自体に問題があるのではないかと私は思っているわけです。そこを少し整理してもらえませんか。

○渡真利健良交通部長 詳しい実態が、私どものところでは把握されておられません。

○吉田勝廣委員 実態というよりは、こういう場合はどうなのかということ。県警では実態を把握していないかもしれませんが、私はこういうことを実際に見ているわけですから、こういう場合はどうなのかと問うているわけです。

○渡真利健良交通部長 委員の質疑については理解しておりますが、自分たちの確認をしておきませんので、今、右とか左とかいう話は控えさせていただければと思います。

○吉田勝廣委員 要するに、そういう状況があったときには違法行為に当たるのかということです。

○渡真利健良交通部長 先ほど申し上げましたとおり、その車両の名義人、使用人がどういう登録になっているかを確認しないと、我々はこれが違法になるかという判断がつかないということです。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは、自分の事業だったらいいと。しかし、自分の事業というのも一いわゆる自分が行う事業があつて、これを受注したときなのです。受注したときには、これが自分の事業になって初めて入れるのかどうかということです。しばらくは自分の車を使っているわけですから、そのときに緑ナンバーとの違いは何かということです。要するに、受注した側が緑ナンバーに対して依頼をしますが、自分の車であれば公共工事を請け負っても使用できるのですか。

○渡真利健良交通部長 受注した事業であっても、その受注した会社がみずからの名義となっている車両で有償運送行為ができるという許可を国からとって

いれば、白ナンバーでも輸送は可能です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、陳情平成25年第18号を除く知事公室関係の陳情17件の審査を行います。

なお、陳情平成25年第18号につきましては、企画部及び公安委員会と共管することから、企画部関係の陳情審査において、質疑は終了しております。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、お手元の陳情説明資料に基づき御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、新規1件、継続17件の合計18件となっております。

そのうち、陳情平成25年第18号につきましては、先ほど企画部及び公安委員会との共管として御説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

継続審査となっております16件につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、御説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして御説明いたします。

資料の20ページをお開きください。

陳情第113号有事避難困難離島（宮古島）への重点軍事目標設定に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

初めに、1、2及び5（1）についてであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条第2項

では、「都道府県知事は、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない」とされております。このため沖縄県国民保護計画では、主要な避難経路の選定や避難のための運送手段の調整を行うと記載しており、特に、離島については「可能な限り全住民の避難を視野に入れ、運送手段、避難経路等のほか、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する」と独立した章立てをして記載しております。

なお、県では、テロ等が発生した想定で住民の避難や関係機関との連携に向けた訓練を実施しておりますが、今後とも、離島からの全住民の避難も含めた訓練などを通して、国、市町村、運送事業者などと連携、協力し、平素から有事に備えた体制づくりを行ってまいります。

また、テロ等の武力攻撃のような人為的な災害は、その発生は実行主体の意図や能力に依存するため、いつ、どこで発生するかを予測するかは極めて困難であります。

このため、沖縄県国民保護計画において、有事避難困難地域を独自指定することは、想定しておりません。

次に、3、4並びに5（2）及び5（3）についてであります。

自衛隊の配備については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮するべきであると考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願又は陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 新規陳情第113号、処理概要21ページの最後の部分です。県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全、安心に十分配慮すべきであるというのはどういう意味ですか。いわゆる自衛隊を配備することによって住民生活の安全を十分確保しなさいということで読んでよろしいですか。

○町田優知事公室長 例えばということでお話ししたいと思いますが、与那国島への自衛隊配備の件につきましては、レーダーについて、住民から生活への影響あるいは健康につきまして懸念を示すという事態がございました。それに対して防衛省は説明会を開催し、どういった施設をつくり、どのような影響があるかということの説明しております。そういう形で、施設を建設するに当たっては住民に対してしっかりと説明をしていただきたいという趣旨でございます。

○翁長政俊委員 自衛隊配備によって県民の安全、安心を確保しなさいという意味ではないわけですか。

○町田優知事公室長 若干違いまして、今申し上げたように住民生活に配慮してほしいという趣旨でございます。

○翁長政俊委員 これは自衛隊に係る部分もかなり出てまいりまして、県の防災訓練の中でも自衛隊の訓練への参加を県としては歓迎し、共同訓練を行っているということですが、自衛隊の任務については安全保障の部分と防災という部分があって、県としては、自衛隊の司令官や総監などが来られると知事が面談をし、防災の部分については緊急救難、さらには不発弾の処理等を含めて、県民の安心、安全についてかなり高く評価されております。ついでには安全保障についてのコメントが全くないのです。これはどうなのですか。

○町田優知事公室長 今、処理概要について読み上げましたが、最後のほうの自衛隊の配備について地元の理解と協力が得られるよう十分に説明していただきたいということが県の考え方でございます。

○翁長政俊委員 自衛隊の配備についてはほかにもたくさん出てきますが、今は1点しか指摘しませんでしたのでこの部分で議論をしているのですが、きち

んとほかの部分もやりなさいといえ、この陳情の中にもたくさんありますので、その中で質疑をすることは可能でしょうが、先ほどから説明しているように県の自衛隊に対するスタンスを聞いているのです。自衛隊が行っている業務には2種類あって、1つは国の安全保障関係についての任務があります。もう一つは、国民の災害時における防災上の問題、特に沖縄県は離島を抱えていますので救急救命、さらに戦後の不発弾等の未処理の問題があって、こういった部分でも自衛隊は活躍をしています。自衛隊の行っている任務の中で、一方の防災や救急救命、不発弾処理については、県はきちんとした姿勢をもって高い評価をしているのです。それはこの前、西部方面の総監がお見えになったときにも、知事がじかに会ってかなり高い評価と人命を賭しての活躍に敬意を表しております。ここは私も一緒なのです。それとは翻って、我が国の安全保障の問題になると一切そこに触れなくて、なかなかこの言葉が聞こえないのです。県の立場としては、安全保障上の問題で自衛隊の存在をどのように評価し、理解をしているかというところを聞きたいのです。

○町田優知事公室長 委員から、知事が司令官にお会いした際に、その災害訓練、防災面、あるいは不発弾処理活動について敬意を表するという発言があったようだということがありました。私の記憶では、例えばスクランブルなど、安全保障に関する活動についてもあわせて敬意を表するという発言をしたと記憶しております。

○翁長政俊委員 私にはその記憶が全くなく、新聞にもそういう報道はされていないと思いますが、これにこしたことはありません。当然、そういう任務のあり方を理解しているということは正しい理解だろうと私自身は思っていますので、安全保障上の問題で、自衛隊の任務については高く評価しているという認識でよろしいですか。

○町田優知事公室長 言葉として正確にしたいと思いますが、知事からは謝意を示して、敬意を表すると。あるいは副知事かもしれませんが、そういう物言いをしていたと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 自衛隊には災害出動と治安出動と武力出動があるのですが、

問題は、最近の防衛白書を読むと、島嶼防衛といって与那国島、八重山地域、宮古地域、奄美大島、それから沖縄本島—又吉前知事公室長は、これは同じ軍だから基地の強化になると。基地の強化につながるというのはどういうことなのかと。ある意味では、基地の負担軽減と盛んに言っていますよね。しかし、自衛隊はどうなのか。同じF15の戦闘機が10機、那覇空港に来る。また、宮古島には地対艦・地対空のミサイルが入ってくる。そして、例えばよく言う強襲揚陸艦に似たようなものが自衛隊にはあるわけです。そして米軍海兵隊と共同訓練をしています。これは金武町でもそうです。そうすると、何が本質で、何が負担軽減なのかということを経験しないと、大きな誤りがあるのではないかと。例えば、普天間飛行場から空中給油機が岩国基地に行きました。しかし、物は沖縄県にあります。オスプレイは宜野湾市の普天間飛行場に駐留しています。では、どこで空中給油をするのか。今度はF15が筑紫の基地から飛んできます。そうすると、沖縄県の基地は強化されるが、基地の負担軽減にはなりません。同じ飛行機が飛んでくる、しかも新たに基地に配備される、これは自衛隊であれ米軍であれ、基本的には新たな基地建設と同じです。そこをどうするかということを経験して考えていかないと、今後どうするかということを含めて、これは慎重に、かつ県民の意思はどうなのかということを含めて考えなければいけないだろうと私は思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第113号、沖縄県国民保護計画と関連してお聞かせください。処理方針には、武力攻撃のような人為的災害は、その発生は実行主体の意図や能力に依存するため、いつ、どこで発生するかを予測することは極めて困難ということで、有事避難困難地域の独自指定は想定していないという方針です。前段の、今後とも、離島からの全住民の避難も含めた訓練などを通して、国、市町村、運送事業者などと連携協力し、平素から有事に備えた体制づくりを行ってまいりますということで、5万3000人余りの八重山地域の離島住民を沖縄本島に避難させることになっているのですが、有事に備えた体制づくりというのは具体的にどのようなようになっているのですか。

○町田優知事公室長 沖縄本島周辺の離島については沖縄本島に避難する。石垣島周辺の離島については石垣島に避難する。宮古島周辺の離島については宮古島に避難する。まずはそういう形を考えております。

○高嶺善伸委員 石垣島の住民はどこに避難するのですか。

○町田優知事公室長 さらに事態によっては、石垣島、宮古島の住民を沖縄本島に避難させるということも想定しております。

○高嶺善伸委員 では、石垣島に避難した5万3000人余りの住民をどのように避難させるのですか。平素から有事に備えた体制づくりを行うというので、例えば旅客船はないし、かつて70年前、集落ごとに宮崎県など九州各県に疎開せよという命令が出たときに、とてもではないが領海、領空を含めておぼつかない中で、死んだほうがましだという選択になったのですが、実際に避難計画を現実の問題としたら、これはできるのですか。

○町田優知事公室長 例えば、石垣島の住人として4万7000人いらっしゃる方を現在の交通定期便が通っている便数で割ってみますと、単純にいうと10日間かかります。ただし、これにさらに海上保安庁や自衛隊などに協力要請をしたり、臨時便を飛ばすなど、そういう臨機応変の体制で取り組むことが大事だと考えております。

○高嶺善伸委員 既存の旅客船を10日間にわたって往復させるというのは、具体的にどういう船のことを言っているのですか。

○町田優知事公室長 定期便ということで、これは航空機のことです。

○高嶺善伸委員 この武力攻撃事態に、石垣市の4万7000人だけではなく、周辺離島も含めると5万3000人から5万4000人になりますが、10日間の航空便でこれだけの輸送が可能ではあるのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 石垣島から宮古島へ一今、知事公室長がおっしゃった10日間というのは、航空便の那覇便165人の1日20回、それから県外便165人の1日9回としまして、計算したところ約10日間かかると算定しております。沖縄県国民保護計画では、こういった形で各離島便の通常の便で避難した場合にどのくらいかかるかということをあらかじめ計算しております。これで追いつかない分は海上保安庁や自衛隊などの投入になってくるかと思えます。

○高嶺善伸委員 大体、武力攻撃事態というのは、空港などの輸送拠点を攻撃することから始まるのです。もし、空港が攻撃される状態になると、皆さんの離島住民の避難計画は全てできないことになるのではないですか。

○知念弘光防災危機管理課長 全住民の島外避難体制の整備につきまして、テロ等の武力攻撃のような人為的な災害は実行主体の意図などがはっきりしない場合が多く、事前の想定は大変難しいと思います。ただ、そのため平素から備えるべきものとして、沖縄県国民保護計画につきましては具体的な備えとしまして、その資料編において関係機関の連絡先や港や空港の能力、避難施設の一覧を作成して公開しております。もしそういった緊急事態の兆候が出ましたら、市町村や放送事業者、その他関係機関に国から通知がございまして、県としましては危機管理監を議長とする県危機管理連絡会議を招集し、また危機管理対策本部等も立ち上げまして、速やかにそういった事態が起こる前に会議を開いて、避難計画などをつくって対処していくこととなります。

○高嶺善伸委員 全く危機管理能力のない行政と言われても仕方ない。それだけ離島住民には逃げるところがないのです。これが過去の教訓から得た結論なのです。ですから、そういう有事に備えた体制というのは、離島では極めて不可能だということを念頭に置いて皆さんは行政をしてもらいたいということが陳情者の趣旨であり、私も同感なのです。ですから、有事にならないこと、武力攻撃を受けるような事態にならないこと、起きたときには県民の安全、安心を守るすべはないという危機管理をしていかないと、平素からそういう体制を行っているというようなあやふやなメッセージを県民に発することは、私は厳重に自粛しないといけないと思っております。これについては、いろいろな議論の展開がありますので、島外への離島住民の避難というのは極めて現実性がないということだけは、ぜひわかってもらいたい。そう要望申し上げて終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案、請願及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案、請願及び陳情等の採決方法等について協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

これより、議案、請願及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、乙第3号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第4号議案沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の4件を一括して採決します。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第3号議案及び乙第4号議案の4件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第5号議案沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び乙第6号議案電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例の2件を一括して採決します。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案及び乙第6号議案の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第23号議案沖縄県行政不服審査会条例、乙第24号議案沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例及び乙第25号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の3件を一括して採決します。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案、乙第24号議案及び乙第25号議案の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第26号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例及び乙第27号議案沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第26号議案及び乙第27号議案の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第14号議案指定管理者の指定について、乙第15号議案指定管理者の指定について及び乙第21号議案当せん金付証票の発売についての3件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案、乙第15号議案及び乙第21号議案の3件は、可決されました。

次に、乙第22号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第22号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、甲第1号議案平成27年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの甲第1号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、甲第5号議案平成27年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、甲第5号議案平成27年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、甲第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情等の採決を行います。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

先ほど採択した陳情第110号国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保に関する陳情は、意見書を提出してもらいたいという陳情でありますので、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加及び意見書の提出等について協議した結果、議題に追加し提出することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

陳情第110号国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保に関する陳情に係る意見書の提出についてを議題といたします。

議員提出議案としての国立大学法人に対する運営費交付金の充実・確保を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願6件、陳情59件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子